

## 第3章 市民等の防災力の向上

### 第1節 市民が行う防災対策

市民が行う防災対策

□総務課防災危機管理室

#### 【基本方針】

防災対策においては、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」の防災の基本精神に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加して「共助」の一員をなす等平常時から災害に対する備えを進めることが肝要である。したがって、市は市民に対する防災意識の高揚を図る。

#### 【計画目標】

地震災害に対する市民が行う予防対策は、本節で定めるほか、一般災害対策：第Ⅱ編第2章第1節「市民が行う防災対策」に準ずる。特に市は次の事項に関する措置を講ずるなどして万全を期する。

#### 1. 住宅等の安全点検

市は市民に対し、地震・津波災害から自らの安全を確保するための対策として、住宅等の安全点検や補強の実施（家屋の耐震化、耐浪化、家具の転倒防止、棚上物の落下防止並びにガラス飛散防止等）について広く啓発活動を行う。

#### 2. 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。火災保険では、地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであるため、市はその制度の普及促進に努める。